



島根県報

平成16年 5 月 7 日 (金)
第 1,570 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立大学の学則の一部改正の届出	(総 務 課)	1
生活保護法の規程による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に係る公聴会の開催	(森 林 整 備 課)	2
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催	(")	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	(")	3
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	3

公 告

平成16年度製菓衛生師試験の実施	(薬 事 衛 生 課)	5
鳥獣保護区の保護に関する指針の案の縦覧	(森 林 整 備 課)	6
鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	(")	6
レンタカーの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	6

告 示

島根県告示第496号

島根県立大学条例施行規則（平成12年島根県規則第42号）第17条第1項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 5 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。

別表（第45条関係）第1号の表中「外国の文化と社会」を「現代史入門」に改め、「国際社会の仕組み」の次に、次の授業科目を加える。

授 業 科 目 の 名 称				配当年次	単 位 数			備 考
					必 修	選 択	自 由	
基 幹 科 目	基 盤 科 目	キ ャ リ ア 形 成 科 目	キャリア形成	1 春		2		
			キャリア形成	2 春		2		

同表中「中小企業論」の配当年次を「2・3・4秋」に改め、「地域産業政策論」の配当年次を「3・4春」に改め、「地場産業・産地」の配当年次を「2・3・4春」に改める。

同表中卒業に必要な単位数の表中「基盤導入科目」の次に次の科目を加える。

区 分			卒業用件単位数		
			必 修	選 択	計
基幹科目	基盤科目	キャリア形成科目			0

同表第3号の表中、「島根ベンチャービジネス論」を「島根ベンチャービジネス論」に改め、その次に次の授業科目を加える。

授業科目の名称	配 当 年 次	単 位 数			備 考
		必 修	選 択	自 由	
島根ベンチャービジネス論	1・2・3・4秋			2	

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

島根県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年5月7日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ほくよう薬局	出雲市武志町836番地10	平成16年4月15日
ウェルネス薬局東津田店	松江市東津田町1125-2	平成16年4月16日

島根県告示第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、斐川町土地改良区の定款変更を平成16年4月26日付で認可した。

平成16年5月7日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第499号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第5項において準用する同法第7条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成16年5月7日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
6 月 1 日	19時～	那賀郡三隅町大字三隅1434 三隅町役場	三隅第 1 キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の 指定について
6 月 3 日	19時～	浜田市殿町 1 浜田市役所	周布川東部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 の指定について
6 月 15 日	14時～	能義郡広瀬町広瀬811 広瀬町立中央公民館	広瀬中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の 指定について
6 月 17 日	14時～	八束郡宍道町大字昭和 1 宍道町役場	宍道西キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指 定について
6 月 17 日	19時～	邑智郡羽須美村大字阿須那153 - 1 はすみ文化プラザ	雪田・宇都井キジ・ヤマドリ捕獲禁止区 域の指定について
6 月 25 日	14時～	那賀郡旭町大字今市633-1 旭センター	旭中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指 定について

島根県告示第500号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成16年 5 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
6 月 22 日	14時～	美濃郡美都町大字都茂1692 ふれあいホールみと	嵯峨谷鳥獣保護区の指定について

島根県告示第501号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第808号）第29条第 4 項において準用する同法第28条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成16年 5 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
6 月 24 日	14時～	隠岐郡都万村大字都万2016 都万村役場	大森鳥獣保護区特別保護地区の指定につ いて

島根県告示第502号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年5月7日

島根県知事 澄田信義

1 起業者の名称

伯太町

2 事業の種類

横屋地区農業集落排水資源環境統合補助（処理場建設）事業並びにこれに伴う農業用道路拡幅工事及び農業用水路付替工事

3 起業地

イ 収用の部分

島根県能義郡伯太町大字横屋及び峠之内地内

ロ 使用の部分

島根県能義郡伯太町大字横屋及び大字峠之内地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

横屋地区農業集落排水資源環境統合補助（処理場建設）事業並びにこれに伴う農業用道路拡幅工事及び農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、処理場建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により機能が損なわれる農業用道路の拡幅工事及び農業用水路の付替工事（以下「関連工事」という。）は、同条第5号に掲げる「地方公共団体が設置する農業用道路、用水路、排水路」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伯太町は、国庫補助金、地方債、一般財源により既に財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水の処理による農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全である。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益とで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伯太町は、生活様式の多様化等に伴って大量の生活雑排水が排出され、農産物の生育障害・土地改良施設の維持管理費の増大・悪臭の発生等、農業生産環境及び地域生活環境に大きな問題が生じている農村地域の現状を改善するため、農業集落排水事業に取り組んでいるところである。

本件事業計画地域は、農業集落排水事業実施地区として6地区目であって、町の行政施策として妥当なものと考えられること、及び、当該地区においては、近年農業用排水の水質汚濁が深刻化している状況にあることから、早急に事業を実施する必要があると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、本体事業及び関連工事の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

伯太町役場

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定に基づき、平成16年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成16年 5 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験期日

平成16年 7 月 7 日 (水)

午前10時40分から午後 3 時40分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 303会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成16年 5 月12日から同年 6 月 7 日までに住所地を管轄する隠岐支庁（保健所）又は健康福祉センター（保健所）に提出すること。

イ 県外居住者は、平成16年 5 月12日から同年 6 月 7 日までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課あてに提出すること。

なお、郵送の場合は、平成16年 6 月 5 日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に張り付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めたものには、受験票を送付する。

受験票が平成16年 6 月25日までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）

7 その他

- (1) 受験手続きその他試験についての問い合わせは、隠岐支庁（保健所）、健康福祉センター（保健所）又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地 電話0852 22 5264）にすること。
- (2) 合格者には、合格通知をし、合格証書を交付する。
- (3) 平成15年度の試験問題については、平成16年7月31日まで島根県県政情報センター（松江市殿町8番地 県庁南庁舎1階 電話0852 22 6196）又は島根県隠岐支庁もしくは各総務事務所で閲覧することができる。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定をしようとするので、同条第4項の規定により公告し、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成16年5月7日

島根県知事 澄田信義

1 指定をしようとする鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び指針の案

鳥獣保護区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
嵯峨谷鳥獣保護区	美濃郡美都町の一部	平成16年11月1日から 平成26年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び益田農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成16年5月7日から平成16年5月21日まで

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成16年5月7日

島根県知事 澄田信義

1 指定をしようとする鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

鳥獣保護区特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
大森鳥獣保護区特別保護地区	隠岐郡都万村の一部	平成16年11月1日から 平成26年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成16年5月7日から平成16年5月21日まで

次のとおり一般競争入札に付すので、公告する。

平成16年 5 月11日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
レンタカーの賃貸借契約
- (2) 入札案件の仕様及び数量等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成16年 7 月28日 ~ 平成16年 8 月 3 日
- (4) 入札方法
入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。
- (5) その他
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

- (1) 入札日までに「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 8501 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 (0852) 26 0110 内線2235 ~ 2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成16年 5 月11日から 5 月20日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする)
- (3) 入札の日時及び場所
ア 日時 平成16年 5 月21日 (金) 11時30分から
イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 入札室
- (4) 開札の日時及び場所
即時開札

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
支出予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
支出予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければな

らない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。